

観光農園等に関わる皆様へ

原発事故に伴う観光業等（観光農園）の 風評被害賠償請求方法について

新聞報道等でも報じられている、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（8月5日決定）において、群馬県についても観光業の風評被害が認められました。

損害賠償請求手続の詳細については、9月21日に東京電力（株）から発表があり、今後の請求手続きについては、各事業者から東京電力（株）に直接請求することとなります。

その中で観光農園への風評被害につきましても、群馬県より下記のとおり説明がありましたのでお知らせいたします。

○ 風評被害における賠償金額査定の基本的な考え方

昨年度の売り上げと比較して、東電事故の影響による売上減少について賠償の対象とする（ただし、震災による一定割合の売上の減少は対象外である）。

○ 請求書の送付および請求方法

（各事業者から東京電力（株）へ直接請求）

「福島原子力補償相談室（コールセンター）」まで連絡し、請求書用紙の送付手続きを行うことにより賠償請求対象者となる。

注）観光農園における風評被害の場合、被害条件（単価等）が一定でないことから個別に対応する必要があり、賠償請求する本人が問い合わせを行なってください。

詳細につきましては、下記の相談窓口（コールセンター）が丁寧かつ親切に対応いたします。

東京電力（株）の相談窓口

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号 0120-926-404（フリーダイヤル）

※IP電話からのお問い合わせ

03-6374-7251（有料）

受付時間 午前9時～午後9時（休日も対応）

沼田市経済部農林課

白沢町振興局産業建設課

利根町振興局産業課

電話 23-2111

電話 53-2111

電話 56-2111